

令和8年春の全国交通安全運動の実施について（一般）

令和8年3月16日
兵警交企一般甲第32号

令和8年春の全国交通安全運動の実施について(一般甲)(要徹底・要計画実施)
みだしの運動について下記のとおり取り組むこととしたので、各所属長は、本運動の目的等を所属職員に周知徹底の上、真に効果の上がる運動を推進されたい。

記

1 目的

この運動は、令和8年春の全国交通安全運動推進要綱及びひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間等

4月6日（月）から同月15日（水）までの10日間とする。

なお、4月6日は「交通安全意識を高める日」、同月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」、同月11日は「横断歩道おもいやりの日」、同月15日は「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」に指定されている。

3 運動重点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

4 運動推進の基本的な考え方

- (1) 運動重点を踏まえた施策の推進

歩行者及び自転車等の利用者には交通ルールの正しい理解及び遵守を、自転車等の利用者を含む運転者には歩行者等優先の意識を徹底させるとともに、他者に対する思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転を励行させるなど、本運動の重点を踏まえた施策を推進すること。また、施策の推進に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の各種媒体を積極的に活用すること。

- (2) 地域住民が主体となる交通安全活動の推進

地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて主体的かつ積極的に各種活動及び取組を推進できる環境を醸成するため、交通ボランティアのみならず、学生等の若い世代、地域に居住・勤務する外国人、外国人コミュニティ等に対して交通安全活動への参加を促すとともに、自治体等の関係機関・団体を始め、民間企業、教育機関等による主体的な活動を支援し、交通安全意識の向上を図ること。

- (3) 外国人運転者に対する交通安全教育等の強化

関係機関・団体と連携し、外国人が自動車等を安全に運転できるよう、外国人運転者に対し、日本の交通ルール及びマナーについて理解を徹底させ、交通安全意識の変容を図る取組を推進すること。

(4) 警察の総合力の効率的な発揮

管内における交通事故等を詳細に分析し、分析結果に基づいた具体的かつ効果的な対策について各部門が緊密に連携を図り、警察の総合力を発揮して取り組むこと。

5 その他

この通達に定めるもののほか、本運動の実施に関し必要な細部事項については、交通部長が別途示達する。